

## 三重県景観規則

平成十九年十二月二十一日  
三重県規則第六十八号

平成二十年三月二十八日 三重県規則第四十二号

平成二十二年三月三十日 三重県規則第二十一号

平成二十四年一月三十一日 三重県規則第三号

平成二十五年六月七日 三重県規則第七十四号

平成二十七年一月九日 三重県規則第一号

平成二十九年一月六日 三重県規則第一号

最終改正 令和二年十二月二十五日 三重県景観規則第九十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。）及び三重県景観づくり条例（平成十九年三重県条例第六十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第二条 条例第五条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 法第八条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更
- 二 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める変更

(届出書)

第三条 省令第一条第一項及び条例第八条第二項に規定する届出は、様式第一号の景観計画区域内における行為の届出書によるものとする。

(届出書に添付する図書)

第四条 条例第八条第二項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- 一 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 三 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号。以下この条及び第六条において「政令」という。）第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
- 四 政令第四条第一号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書
  - イ 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
  - ロ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの
- 五 政令第四条第四号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

六 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書  
(許可等を受けて行う行為等)

第五条 条例第八条第三項第三号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項又は第三十四条第二項の規定により許可を受けて行う行為
- 二 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第一項から第三項まで若しくは第十六条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第六十八条第一項の規定による協議に係る行為
- 三 砂利採取法(昭和三十九年法律第七十四号)第十六条の規定により認可を受け、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十五条の許可を受けて行う行為又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項若しくは第五条第一項の規定により許可を受けて行う行為(仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。)
- 四 三重県立自然公園条例(昭和三十三年三重県条例第二号)第九条第一項から第三項までの規定に基づく公園事業の執行又は同条例第十六条第四項の規定により許可を受けて行う行為
- 五 都市計画法(昭和三十九年法律第百号)第五十八条第一項の規定により市町の条例で定める風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和三十九年政令第三百十七号)第三条第一項の規定により許可を受けて行う行為、同条第二項の規定による協議に係る行為又は同条第三項の規定による通知に係る行為
- 六 尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十四年尾鷲市条例第三十九号)第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為
- 七 熊野市熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年熊野市条例第百六十一号)第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為
- 八 大紀町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年大紀町条例第八十六号)第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為
- 九 紀北町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十七年紀北町条例第百七十四号)第九条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第十条第一項の規定により届け出て行う行為
- 十 御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例(平成十四年御浜町条例第十四号)第八条第一項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第九条第一項の規定により届け出て行う行為  
(届出を要しない行為の規模等)

第六条 条例第八条第三項第四号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの
- 二 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 三 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(前号に掲げるものを除く。)

- 四 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
  - 五 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
  - 六 擁壁、柵又は塀
  - 七 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
  - 八 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
  - 九 自動車車庫の用途に供するもの
  - 十 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
  - 十一 太陽光発電施設（建築物と一体となって設置されるものを含む。）
- 2 条例第八条第三項第四号の規則で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるものとする。ただし、条例第四条の景観計画における熊野川流域に関する景観計画の区域（次条第二項第二号において「熊野川流域景観計画の区域」という。）においては、第一号から第九号までの規定は適用しない。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該建築物の高さ（地盤面からの高さをいう。第六号を除き、以下この項において同じ。）十三メートル以下で、かつ、建築面積千平方メートル以下のもの
  - 二 前項第一号、第三号から第五号まで又は第七号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この項において「建設等」という。） 当該工作物の高さ十三メートル以下のもの
  - 三 前項第二号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ三十メートル以下のもの
  - 四 前項第六号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの
  - 五 前項第八号から第十号までに掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下で、かつ、築造面積千平方メートル以下のもの
  - 六 前項第一号から第十号までに掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの 建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下（前項第二号に掲げるものにあつては三十メートル以下）のもの
  - 七 前項第十一号に掲げる工作物の建設等 当該工作物の高さ十三メートル以下（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物の上端から当該工作物の上端までの高さ五メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ十三メートル以下）で、かつ、太陽電池モジュールの合計面積千平方メートル以下のもの（同一敷地、一団の土地又は同一水面に設置するものについては、一の施設とみなす。）
  - 八 法第十六条第一項第三号及び政令第四条第一号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面<sup>のり</sup>の高さが五メートル以下又は長さ十メートル以下のもの
  - 九 政令第四条第四号に掲げる行為 行為に係る土地の面積三千平方メートル以下で、かつ、高さが五メートル以下のもの
  - 十 建築物の増築又は改築 行為に係る床面積が十平方メートル以下のもの又は外観を変更

することとならないもの

十一 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの

十二 工作物の増築又は改築 行為に係る築造面積が十平方メートル以下のもの

十三 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が十平方メートル以下のもの

(届出を要しない行為)

第七条 条例第八条第三項第五号の規定により規則で定める届出を要しない工作物は、前条第一項各号に定める工作物以外の工作物とする。

2 条例第八条第三項第六号の規定により規則で定める届出を要しない行為は、次に掲げるものとする。

一 国の機関又は地方公共団体が行う行為で知事が別に定めるもの

二 熊野川流域景観計画の区域において行う行為のうち、法第八条第四項第二号イの規定により知事が定める色彩の制限の範囲内における色彩の変更

三 前二号に掲げるもののほか、知事が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為  
(変更届出書)

第八条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第二号の景観計画区域内における行為の変更届出書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第九条 法第十六条第五項後段の規定による通知は、様式第三号の景観計画区域内における行為の通知書により行うものとする。

(身分証明書)

第十条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

(勧告等による公表)

第十一条 条例第九条第二項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 勧告に従わない旨の事実

三 勧告の内容

四 その他知事が必要と認める事項

(書類の提出部数)

第十二条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類の部数は、法第十六条第一項又は第二項の規定により提出する場合にあつては正本一部及び副本二部とし、その他のものにあつては知事が別に定める部数とする。

附 則 (平成二十年三月二十八日三重県規則第四十二号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月三十日三重県規則第二十一号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月三十一日三重県規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県景観規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書又は通知書は、改正後の三重県景観規則の規定に基づいて提出された届出書又は通知書とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年六月七日三重県規則第七十四号）

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十七年一月九日三重県規則第一号）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 三重県風致地区における建築物の規制に関する条例を廃止する条例（平成二十五年三重県条例第五十八号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる行為の許可の申請に係る行為及び行為の許可を受けた行為（行為の許可の申請に係る行為にあつては、同条例の施行の日後に許可を受けたものに限る。）については、第五条中第五号を削り、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は適用しない。

附 則（平成二十九年一月六日三重県規則第一号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十五日三重県規則第九十六号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県景観規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届出書又は通知書は、この規則による改正後の三重県景観規則の規定に基づいて提出された届出書又は通知書とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。